

# 重要事項説明書

訪問看護ステーション まつ

氏名【 】様



## 重要事項説明書

(訪問看護用 介護保険・医療保険 共通)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	まつ合同会社
代表者氏名	吉田 香
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大東市三箇6丁目11-25 電話：072-940-6348 ファックス番号：072-940-6349
法人設立年月日	令和6年4月24日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション まつ
介護保険指定 事業所番号	
事業所所在地	大阪府東大阪市西石切町5-5-15 FuMoSe 新石切101号室
連絡先 相談担当者名	連絡先電話：072-940-6348 ファックス番号：072-940-6349 吉田 香
事業所の通常の 事業の実施地域	東大阪市、大阪市、八尾市、大東市、門真市、 奈良市、生駒市、柏原市

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護事業(以下「事業」という)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	訪問看護を提供する事により、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅生活ができるようにする。訪問看護の提供にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の保健、医療、福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

休日	土、日、祝日
サービス提供時間	9:00～18:00 (状況に応じて24時間365日対応する)

(5) 事業所の職員体制

管理者	吉田 香
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li><li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li><li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ol>	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li><li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。</li><li>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</li><li>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li><li>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li><li>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li><li>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li><li>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li></ol>	常勤 2名

看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 2名 非常勤 0名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0名 非常勤 0名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康状態の観察 ② 日常生活の支援 ③ 家族等介護者の相談・助言 ④ 医療的ケア ⑤ 病状悪化の防止（予防的看護） ⑥ 入退院時の支援 ⑦ 社会資源の活用支援 ⑧ 認知症者の看護 ⑨ 精神障がい者の看護 ⑩ リハビリテーション看護 ⑪ 重症心身障がい児者の看護 ⑫ ストーマ管理 ⑬ 腎瘻、膀胱瘻、胃ろう、腸瘻管理 ⑭ 在宅中心静脈栄養療法 ⑮ 在宅酸素（HOT） ⑯ 人工呼吸療法 ⑰ 医療麻薬管理 ⑱ ターミナルケア ⑲ 脱水の補正（特定行為）壊死組織の除去（特定行為） ⑳ 胃ろう、気管カニューレの交換（特定行為）

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※ 指定訪問看護ステーションの場合（1割負担）

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	314 単位	314 円	471 単位	471 円	823 単位	823 円	1128 単位	1128 円
早朝・夜間	基本料金の 25%/回 ※月に 2 回目以降の緊急訪問の場合 (6:00~8:00) (18:00~22:00)							
深夜	基本料金の 50%/回 ※月に 2 回目以降の緊急訪問の場合 (22:00~6:00)							

※ 指定訪問看護ステーションの場合（2割負担）

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	314 単位	620 円	471 単位	942 円	823 単位	1646 円	1128 単位	2256 円
早朝・夜間	基本料金の 25%/回 ※月に 2 回目以降の緊急訪問の場合 (6:00~8:00) (18:00~22:00)							
深夜	基本料金の 50%/回 ※月に 2 回目以降の緊急訪問の場合 (22:00~6:00)							

※ 指定訪問看護ステーションの場合（3割負担）

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	314 単位	930 円	471 単位	1413 円	823 単位	2469 円	1128 単位	3384 円
早朝・夜間	基本料金の 25%/回 ※月に 2 回目以降の緊急訪問の場合 (6:00~8:00) (18:00~22:00)							
深夜	基本料金の 50%/回 ※月に 2 回目以降の緊急訪問の場合 (22:00~6:00)							

\*1 単位を 10 円として計算しています。\* 地域によって多少金額に変動があります

加 算	利用料金	1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算 (訪問看護ステーション) 1 月 に 1 回	600 単位	600 円	1200 円	1800 円
特別管理加算(Ⅰ)	500 単位	500 円	1000 円	1500 円
特別管理加算(Ⅱ) 1 月 に 1 回	250 単位	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア加算 死亡月に 1 回	250 単位	2500 円	5000 円	7500 円
エンゼルケア	20000 円	保険適応外		
初回加算(Ⅱ)	300 単位	300 円	600 円	900 円
退院当日の初回加算(Ⅰ)	350 単位	350 円	700 円	1050 円
退院時共同指導加算 1 回 当 た り	600 単位	600 円	1200 円	1800 円
看護介護職員連携強化加算 1 月 に 1 回	250 単位	250 円	500 円	750 円
看護体制強化加算 1 月 に 1 回	550 単位	55 円	110 円	165 円
複数名訪問看護加算	254 単位 1 回当たり (30分未満)	254 円	508 円	762 円
	402 単位 1 回当たり (30分以上)	402 円	804 円	1206 円
長時間訪問看護加算 1 回 当 た り	300 単位	300 円	600 円	900 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1 回 当 た り	6 単位	6 円	12 円	18 円
口腔連携強化加算 ( 1 月 1 回 )	50 単位	50 円	100 円	150 円

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。  
その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を

算定する場合は算定しません。

- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 訪問看護情報提供療養費は入院時・入所時に利用者が安心して療養生活を送ることができるよう医療機関の求めに応じて情報提供させていただきます。

項目				利用料	自己負担の目安			
					1 割	2 割	3 割	
ア基本療養費	訪問看護基本療養費 (I) 1 訪問につき	①保健師・助産師・看護師 (イ)	週 3 日目まで	5550 円	555 円	1110 円	1665 円	
			週 4 日目以降	6550 円	655 円	1310 円	1965 円	
		②准看護師 (ロ)	週 3 日目まで	5050 円	505 円	1010 円	1515 円	
			週 4 日目以降	6050 円	605 円	1210 円	1815 円	
		③悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師 (人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症を含む) (ハ)			12850 円	1285 円	2,570 円	3855 円
					(月額)			
	④理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 (二)			5550 円	555 円	1110 円	1665 円	
	訪問看護基本療養費 (II) (同一建物居住者で同一日複数者)	①保健師・助産師・看護師 (イ)	同一日 2 人	週 3 日目まで	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
				週 4 日目以降	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
			同一日 3 人以上	週 3 日目まで	2780 円	278 円	556 円	834 円
週 4 日目以降				3280 円	328 円	656 円	984 円	
②准看護師 (ロ)		同一日 2 人	週 3 日目まで	5050 円	505 円	1010 円	1515 円	
			週 4 日目以降	6050 円	605 円	1210 円	1815 円	
		同一日 3 人以上	週 3 日目まで	2530 円	253 円	506 円	759 円	
			週 4 日目以降	3030 円	303 円	606 円	909 円	
③悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師 (人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症を含む) (ハ)			12850 円	1285 円	2570 円	3855 円		
				(月額)				
④理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 (二)	同一日 2 人		5550 円	555 円	1110 円	1665 円		
	同一日 3 人以上		2780 円	278 円	556 円	834 円		
訪問看護基本療養費 (III) (外泊中の訪問看護) (1 回につき)				8500 円	850 円	1700 円	2550 円	

			利用料	1割	2割	3割	
難病等複数回訪問看護加算(1日)	1日2回	同一建物内1人又は2人	4500円	450円	900円	1350円	
		同一建物内3人以上	4000円	400円	800円	1200円	
	1日3回以上	同一建物内1人又は2人	8000円	800円	1600円	2400円	
		同一建物内3人以上	7200円	720円	1440円	2160円	
長時間訪問看護加算(90分超え)(1回につき)			5200円	520円	1040円	1560円	
乳幼児算(1日)	下記以外の6歳未満の乳幼児		1300円	130円	260円	390円	
	超重症児又は準超重症児・別表第7・別表第8に掲げる者		1800円	180円	360円	540円	
イ加算 複数名訪問看護加算	①他の看護師(週に1日限り)	同一建物内1人又は2人	4500円	450円	900円	1350円	
		同一建物内3人以上	4000円	400円	800円	1200円	
	②他の准看護師	同一建物内1人又は2人	3800円	380円	760円	1140円	
		同一建物内3人以上	3400円	340円	680円	1020円	
	③その他職員(④以外)	同一建物内1人又は2人	3000円	300円	600円	900円	
		同一建物内3人以上	2700円	270円	540円	810円	
	④その他職員(別表7, 8, 特別指示書)	1日1回	同一建物内1人又は2人	3000円	300円	600円	900円
			同一建物内3人以上	2700円	270円	540円	810円
		1日2回	同一建物内1人又は2人	6000円	600円	1200円	1800円
			同一建物内3人以上	5400円	540円	1080円	1620円
		1日3回以上	同一建物内1人又は2人	10000円	1000円	2000円	3000円
			同一建物内3人以上	9000円	900円	1800円	2700円
夜間・早朝訪問看護加算(6:00~8:00、18:00~22:00)			2100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)			4200円	420円	840円	1,260円	

		利用料	1割	2割	3割
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降	2000 円	200 円	400 円	600 円
24 時間対応体制加算(月に 1 回まで)		6800 円	680 円	1360 円	2040 円
退院時共同指導加算 (2 回まで)		8000 円	800 円	1600 円	2400 円
退院支援指導加算(1 回のみ)		6000 円	600 円	1200 円	1800 円
" (長時間)		8400 円	840 円	1680 円	2520 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回まで)		2000 円	200 円	400 円	600 円
在宅患者連携指導加算 (月 1 回まで)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
看護・介護職員連携強化加算 (月 1 回)		2500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算 II		2500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算 I		5000 円	500 円	1000 円	1500 円
特別管理指導加算		2000 円	200 円	400 円	600 円
専門管理加算		2500 円	250 円	500 円	750 円
医療 DX 情報活用加算 (月 1 回)		50 円	5 円	10 円	15 円
機能強化型訪問看護管理療養費 1 (月の初日)		13230 円	1323 円	2646 円	3969 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2 (月の初日)		10030 円	1003 円	2006 円	3009 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3 (月の初日)		8700 円	870 円	1740 円	2610 円
以外の場合 (月の初日)		7670 円	767 円	1534 円	2301 円
月の 2 日目以降の訪問日 訪問看護管理療養費 1		3000 円	300 円	600 円	900 円
エ	情報提供療養費 (月 1 回)	1,500 円	150 円	300 円	450 円
オ	ターミナルケア療養費 1 (死亡月に算定)	25000 円	2500 円	5000 円	7500 円
	ターミナルケア療養費 2 (死亡月に算定)	10000 円	1000 円	2000 円	3000 円
	エンゼルケア加算	20000 円	保険適応外		
カ	ベースアップ評価料 I (月 1 回)	780 円	78 円	156 円	234 円

精神科訪問看護療養費		料金	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（週3日まで）	30分以上	5500円	555円	1110円	1665円
	30分未満	4250円	425円	850円	1275円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ（週4日目以降）	30分以上	6550円	655円	1310円	1965円
	30分未満	5100円	510円	1020円	1530円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一建物居住者2名への訪問（週3日まで）	30分以上	5550円	555円	1110円	1665円
	30分未満	4250円	425円	850円	1275円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一建物居住者2名への訪問（週4日以降）	30分以上	6550円	655円	1310円	1965円
	30分未満	5100円	510円	1020円	1530円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一建物居住者3名以上への訪問（週3日まで）	30分以上	2780円	278円	556円	834円
	30分未満	2130円	213円	426円	639円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ 同一建物居住者3名以上への訪問（週4日以降）	30分以上	3280円	328円	656円	984円
	30分未満	2550円	255円	510円	765円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ（外泊中の訪問看護）		8500円	850円	1700円	2550円

加算	料金	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	6800円	680円	1360円	2040円
長時間精神科訪問看護加算	5200円	520円	1040円	1560円
精神科緊急訪問看護加算（月14日目まで）	2650円	265円	530円	795円
精神科緊急訪問看護加算（月15日目以降）	2000円	200円	400円	600円

精神科複数回訪問加算 (同一建物内に1人又は2人)	1日2回	4500円	450円	900円	1350円
	1日3回以上	8000円	800円	1600円	2400円
精神科複数回訪問加算 (同一建物内に3人以上)	1日2回	4000円	400円	800円	1200円
	1日3回以上	7200円	720円	1440円	2160円
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内に1人又は2人)	1日1回	4500円	450円	900円	1350円
	1日2回	9000円	900円	1800円	2700円
	1日3回以上	14500円	1450円	2900円	4350円
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内に3人以上)	1日1回	4000円	400円	800円	1,200円
	1日2回	8100円	810円	1620円	2,430円
	1日3回以上	13000円	1300円	2600円	3900円
精神科重症患者支援連携加算イ		8400円	840円	1680円	2520円
精神科重症患者支援連携加算ロ		5800円	580円	1160円	1740円
夜間・早朝訪問看護加算(6:00~8:00、18:00~22:00)		2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)		4200円	420円	840円	1260円
長時間訪問看護加算(90分超え)		5200円	520円	1040円	1560円
月の初回の訪問日 機能強化型以外		7670円	767円	1534円	2301円
月の初回の訪問日 機能強化型1		13230円	1323円	2646円	3969円
月の初回の訪問日 機能強化型2		10030円	1003円	2006円	3009円
月の初回の訪問日 機能強化型3		8700円	870円	1740円	2610円
月の2日目以降の訪問日 訪問看護管理療養費1		3000円	300円	600円	900円
月の2日目以降の訪問日 訪問看護管理療養費2		2500円	250円	500円	750円

※退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、在宅患者連携指導加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理指導加算、情報提供療養費、ターミナルケア療養費1・2、ベースアップ評価料Ⅰは医療保険の加算を参照してください。

#### 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の20%を請求いたします。

	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

## 5 利用料、利用者負担額 その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額 及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け郵送または手渡しします。</p>
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額 及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	吉田 香
	イ 連絡先電話番号	072-940-6348
	同ファックス番号	072-940-6349
	ウ 受付日及び受付時間	平日 9:00~17:00

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師：柏井 優子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
---------------------------------	--

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
----------------------	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医 への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

●主治医：氏名

所属医療機関名：

電話番号（勤務先及び携帯）：

●家族等連絡先： 氏名及び続柄： ( )：住所

電話番号（自宅、勤務先及び携帯）：

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社          保険名：あんしん総合保険</p>
---

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

### 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

### 16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### (1) その他の費用（距離により発生）

① 交通費の有無	有・無 サービス提供1回当たり…10 km未満 徴収なし 10 km以上 300円徴収致します（1回につき） 車での訪問の場合駐車場代は別途請求いたします
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

### 17 サービス提供に関する相談、苦情について

#### (1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション まつ	所在地：東大阪市西石切町5-5-15-101 電話番号：072-940-6348 ファックス番号：072-940-6349 受付時間：9：00～17：00
【市町村（保険者）の窓口】 東大阪市福祉部高齢介護室 高齢介護課	所在地：東大阪市荒元北1-1-1 電話番号：06-4309-3185 ファックス番号：06-4309-3814 受付時間：9：00～17：30 （祝休日、12/29～1/3までを除く）

<p>【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 苦情相談係</p>	<p>所在地：大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内 電話番号：06-6949-5418 ファックス番号： 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝を除く）</p>
---	--

## 18 契約の解約について

- (1) ご利用者の都合で契約を解約する場合契約終了を希望する14日前までに文書で通知することにより、契約を解約することができます。但し、ご利用者の急変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了を希望する1週間以内の通知でも解約することができます。
- (2) 事業者の都合で契約を解約する場合事業者側にやむを得ない事由がある場合、又は、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用の目的を達することが困難になった場合は、30日間以内の予告期間をもって、この契約を解約することができます。ただし、事業者は、この契約を解約しようとする場合は、前もって訪問看護指示医や他保健・医療・福祉サービス関係機関と協議し、必要な援助を行います。
- (3) その他の契約が解約となる事由
  - 一. 契約期間満了の14日前までに、利用者から更新拒絶の申し出があり、且つ契約期間が満了した時。
  - 二. 事業者が9条により契約を解約した時。
  - 三. 利用者が介護保険施設へ入所や医療施設等へ入院し、6ヶ月以上経過の時。
  - 四. 事業者が定めた通常のサービス提供地域外へ利用者が転出し、継続が困難になった時。
  - 五. 利用者の病状の改善により、訪問看護の必要が認められなくなった時。その他契約の継続が困難となった時。

19 BCPについて BCP（ビー・シー・ピー）とは、Business Continuity Plan 略称で、業務継続計画と訳されます。新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。BCPの特徴として、災害等が発生した後に速やかに復旧させることが重要ですが、その前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられます。内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—平成25年8月改定」では、以下のとおり定義されています。『大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。』これに伴い、当ステーションでも、BCPの策定を実施しており、事業が中断しないように計画しています。

20 感染対策の強化、事業所は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね6月に1回以上の委員会を開催された結果について周知し、感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓

練を定期的実施します。

21 要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	東大阪市西石切町 5-5-15 FuMoSe 新石切 101 号室	
	法人名	まつ合同会社	
	代表者名	吉田 香	印
	事業所名	訪問看護ステーションまつ	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 主な介護者 <input type="checkbox"/> その他	住所	
	氏名	印

〈署名代行の事由〉

- 1, 疾病により書字困難
- 2, その他（ ）

※「代理人・ご家族・その他」欄に署名された方(以下「ご署名者」という)は、同欄の署名をもって、別紙に「個人情報保護に関するご案内」に定める個人情報の利用目的の範囲内での使用について同意したものとします。

※サービス提供に際してご利用者の家族情報が必要な場合、ご署名者は、ご署名者の責任において、これを まつ合同会社に提供するものとします。

※主な介護者の個人情報、退院カンファレンスなどで必要となることがあります。そのため、ご利用者自身が契約を締結する場合でも、主な介護者の署名捺印を「代理人・ご家族・その他」欄に記入して頂きますようお願いいたします。

24 時間対応体制加算を受ける 24 時間対応体制加算を受けない

※24 時間対応体制加算とは、訪問看護ステーションが利用者やその家族等からの電話等による連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の対応を行うことです。